機関には

北海道大学教職員組合

【電話】011-746-0967 (FAX 兼用)



HP: https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/メール: kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp



<宿舎廃止問題>北海道労働委員会より

「仲介による事案解決」の提案なされる

6月27日に北海道労働委員会において、宿舎問題に関する救済申立の第3回調査期日(非公開)が開催されました。この間、組合は、宿舎廃止問題における大学の一連の行為が、労働組合法違反の不誠実団体交渉と団体交渉拒否に該当するため、これらの行為をやめさせる救済命令の発出を目指し、意見陳述を行ってきました。

この日は、大きな動きがありました。担当する審査委員長から、救済命令に向けた審査を継続する一方で、時間経過による宿舎居住者の不利益を懸念する立場から、北海道労働委員会の仲介による「事案解決の途」を検討できないかとの提案がありました。組合としては救済命令を求める立場を維持しつつも審査委員長の提案に同意しました。また、大学側も同様に同意したとのことです。今後は審査と並行して、北海道労働委員会の場で大学と交渉を行うことになります。

北海道労働委員会からは

- ① 廃止宿舎に関する老朽化の状況等を組合に説明する機会を設けるかどうか
- ② 宿舎入居条件に関する組合の意向を反映するかどうか
- ③ 今後の健全な労使関係の構築に向けて双方の認識を調整できるかどうか

以上の3点が論点として提示されました。これらの点を検討する次回の調査期日は8月21日です。 この情勢を受け、7月5日には第4回宿舎問題学習会(オンライン)を急遽開催し、組合員、非 組合員を問わず宿舎居住者が出席しました。宿舎問題WGから労働委員会での審査状況、上記の提



案などを報告し、組合方針について議論しました。宿舎居住者からは居住者が 置かれている困難な状況の訴えがあるとともに、学習会中、そして学習会終了 後のメールも含め、居住者の立場に立って宿舎問題に取り組む組合への感謝の 言葉が寄せられました。

組合は入居者の状況も踏まえ、宿舎廃止をめぐる一連の問題を速やかに解 決するよう対応していきます。 (書記次長・清水池)

道公務共闘・北海道国公が人事院に要求書提出し交渉

北海道国家公務関連労働組合協議会(北海道国公)と道公務・公共業務労働組合共闘会議(道公務共闘)は7月6日、それぞれ人事院北海道事務局に要求書を提出し、交渉を行い、全大教北海道からは大島が参加しました。対応したのは両方とも増田総務課長でした。

組合からは人員確保ができない・若い職員が辞めていくことなど賃金の低さも含めた労働環境について訴えや物価高での寒冷地手当等の増額要求が共通しており、教員の働き方・人員

不足問題、非正規職員や再任用職員の待遇、地域手当、窓口業務調整額、通勤手当など改善要求が出されました。

増田総務課長からは、民間の調査が6月 17日で終わり集計に入っていること、情勢適 用の原則に従って適正に対応すること、給与制 度のアップデートの骨子案を今年出すこと、要 望は本院に伝えることなどを回答し、交渉は終 了しました。 (書記局・大島)

無期労働契約への転換は部局の責任か

2022 年 12 月末の組合と総長との会見で、組合からの「SDGs 8 の Decent work for all の精神に沿って、雇止め(10 年・5 年)をやめてほしい」という要望に、総長は「この件については検討を進めている」と回答しておられました。組合では、その後の検討の進捗状況を確認するため 2023 年 6 月と 7 月に質問書を出しました。質問書と回答書については北大職組のweb サイトをご覧ください。残念なことに、検討(?)した結果、何も検討しないことにしたというのが大学当局の結論であったことが判明しました。

2022 年には 72 人いると言われていた本学の 10 年特例対象者の内、2023 年 3 月末に通算契約期間 10 年を迎えたのは 57 人で、無期労働契約へ移行した者は 8 人であったことが判明しました。10 年特例対象者に対しても、5 年対象者と同様に、「特例対象者について、各部局の責任において退職するまでの雇用財源(退職手当を含む)を確保できる場合」に無期雇用への転換が可能との方針のままでした。部局が雇用したのだから、部局で責任を持って対応しろということです。

大学当局は、大学発のイノベーションだ、社会変革を牽引しろと旗を振って部局に動け、働けと号令しますが、動いた後のことは、特に雇用財源に関係することは、「部局の責任において」になっています。部局の成果は大学の成果、あとのゴタゴタは部局の責任で法令をしっかりと遵守して片づけなさいでは現場は混乱し疲弊します。雇い止め問題は、大学当局の責任で解決すべき問題です。今回の回答書では、「雇用を継続し無期転換申込権が発生した者」は15名になっています。この15名についても、大学当局が部局に協力して責任をもって無期転換を約束しなければなりません。

(副執行委員長・大野)

5月17日質問と回答

6月27日質問と回答









第8回情報公開連続学習会「総長解任問題3」

6月30日(金)18:30より総長解任取消訴訟の証人尋問が始まったタイミングに合わせて第8回情報公開連続学習会として総長解任問題の3回目のオンライン勉強会が開催されました。聴衆は、田中圭太郎さんの「ルポー大学崩壊」で取り上げられた全国の大学の問題の関係者など約30名が集まりました。

講演は、札幌国際大学と懲戒免職取消訴訟で戦っている大月隆寛教授による「大学が裁判に負けるとどうなるのか?ー札幌国際大学のケースー」、北大総長解任の真相を究明する市民の会の山田寿彦氏による「北大総長解任取消訴訟・北大情報不開示処分取消等請求訴訟の経過報

告」、執行委員長による「総長解任からくすぶり 続ける北海道大学の諸問題」の3件が行われま した。講演部分のビデオは、職組のHPで公開し ていますので、ご興味のある方はご覧下さい。そ の後、質疑応答が行われ、全国各大学での理不尽 な処分に対する具体的な対策などが議論されま した。最後に田中圭太郎さんからコメントを頂 きました。なお、大月隆寛教授の控訴審は、7月 5日に即日結審しました。8月に和解交渉が行わ

れますが、不調だった場合、10月 に原告勝訴の地裁判決に近い判 決がでるものと思われます。

(執行委員長・山田)



<北大総長解任取消訴訟・情報不開示取消請求訴訟>

2 つの証 人 尋 問 始 まる

名和前北大総長による解任取消訴訟が提訴されてから早2年半、書面による証拠調べが終わり、2つの関連訴訟の証人尋問が始まりました。

2023年6月28日(水)に札幌地裁第805 号法廷で開かれた北大総長解仟取消訴訟第11回 口頭弁論では 4 人の証人の証人尋問が行われま した。午前中の2人の証人は、当時の北大山岳 部の OB と海外出張に同伴した職員で、非違行 為の内容を証言しました。証言によれば、原告の 私利私欲ではなく、証言者の記念スピーチの依 頼や証言者を VIP ラウンジに入れようとして起 こったトラブルで、録音テープなどの物的証拠 もありません。解任原因の非違行為の 1 つに数 えられていることが不思議でなりません。午後 はまず、文科省から出向した当時の財務部長の 証言がありました。原告の証人に対するパワハ ラが非違行為の一つなのですが、その過程の中 で、証人が原告の指示した教員人件費削減幅の 圧縮の財務シミュレーションではなく日本ハム ファーターズの新球場の誘致にうつつを抜かし ていたこと、57 億円もの契約を原告の事前承認 なしに結んだことなど証人にも問題があること が分かりました。最後に当時の総長補佐の証言 がありました。証人は周りから原告の発言テー プを入手していて、2018年1月の段階で当時の ハラスメント担当理事だった長谷川副学長に相 談したそうですが、長谷川副学長は9カ月近く 学内のハラスメント対応の手続きにかけず、10 月に公益通報があったと対外的に説明していま す。また、録音テープも法廷で再生され、笑い声 などの部分が調査委員会の録音反訳ではカット されていることが分かりました。証人尋問はこ

の後も続き、7 月 \sim 10 月にかけて、12 名+ α (原 告が証人申請して未決の分)の証人尋問が行われる予定です。

一方、2023年7月6日(木)に札幌地裁第 805 号法廷で開かれた北大情報不開示処分取消 等請求訴訟第9回口頭弁論では、当時の情報公 開担当係長と原告本人が証言台に立ちました。 当時の情報公開担当係長は、存否応答拒否とそ の後の部分不開示処分について、被害者の了解 が得られず、未だ一定の影響力を持っている原 告が被害者に危害を加える可能性が高いとして 処分の正当性を主張しましたが、被害者の氏名 や発言内容すら明かされずハラスメントなどの 弁明をするのは困難だと思います。また、原告の 反対尋問では、大学の意に反する報道や市民活 動の原因を原告にあると決めつけるような尋問 が相継ぎましたが、大学が十分な説明を怠って いることが要因だと思います。次回期日は9月7 日(水)9:30~ですが、結審の目途は立っていませ h_{\circ}

北大総長解任取消訴訟の方の次回期日は、2023年7月26日(水) 10:30~17:00 札幌地裁第805号法廷で、4人の証人への証人尋問が行われる予定です。証言によって、これまで大学当局が社会や教職員に説明してきたことの矛盾が明らかになりつつあります。職組としては、証言で明らかになった疑問点を質問しようと思います。また皆さまも、傍聴に出席をお願い致します。

(執行委員長・山田)

<北海道の最低賃金の推移>

現在最低賃金の審議が中央や北海道で行われています。岸田政権は「1000円」の達成に意欲を示していますが、その額で文化的な生活できるでしょうか。全労連は全国一律1500円の最低賃金を目指して取り組みを進めています。北大では近年最低賃金が上がると下限が最低賃金を下回るため、年度途中でも金額を引き上げざるを得ない状況があります。

年	時給	引き上げ額
2017年	810円	24 円
2018年	835 円	25 円
2019年	861 円	26 円
2020年	861 円	
2021年	889 円	28円
2022年	920 円	31円



交流できたサクランボ狩り&

ウィスキー工場見学

7月2日(日)に書記局主催で、仁木町でサクランボ狩りと余市町でウィスキー工場見学を行いました。参加者は13名で、3家族に集まって頂きました。朝方はあいにく小雨が降る天気でしたが、サクランボ狩りはビニールハウス内で快適に4種類の品種を1時間程度食べ比べしました。午後はニッカウヰスキー余市蒸留所に移動し、見学をし

ました。あいにく予約が必要で工場は見学できなかったですが、ミュージアムとショップを見学し、レストランで昼食を頂きました。組合員の家族の皆様と交流できた貴重な機会で、さまざまな情報交換ができました。今後も、班を超えた交流ができるようなイベントを開催していきたいと思います。

(執行委員長・山田)





【当面する行事など】

詳細は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

- 7/17 第65回北海道母親大会 13:30~かでる2・7ホール
- 7/22 全大教定期大会 10:00~
- 7/22 やぎりんカルテット・リベルタ 自由の風コンサート
- 7/23 道労連定期大会 10:00~
- 7/25 A さん雇止め取消裁判④ 13:30~
- 7/26 総長解任取消訴訟第2回証人尋問 10:30~16:30
- 7/28 北海道国公人事院交渉 16:00~
- 7/28 最賃ビアガーデンサウンドデモ(仮称) 18:15~大通西3丁目
- 7/29 定期大会 14:00~17:00 懇親会 17:30~
- 7/31 第3回北海道最低賃金審議会
- 8/1 いちの日行動 18:20~JR 札幌駅南口広場
- 8/7 第4回北海道最低賃金審議会前宣伝 8:15~第1合庁前
- 8/7 人事院勧告?
- 8/23 第5回北海道最低賃金審議会



7月29日(土)の定期大会を成功させましょう!

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう